

国家の経済機能の拡大とともに注目される最近の傾向は、一般の経済における財政の機能ならびに比重の増大である。財政は昔日のような「高価な消費者」たる姿態を抛棄し、あるいは道路、港湾のような social overhead capital の創造によって有効需要を発生せしめ、もろもろの所得再分配を通して1国の厚生を増進し、その金融財政政策を通して経済の安定のための調整にまで深く介入している。増大するこれらの財政の役割を経済全般の構図との関連において明らかにする統計図式はいうまでもなく国民所得計算である。本調査はこの国民所得計算の図式を通してこの財政の機能を明らかにすることをねらいとする。

本調査は内容において2つの部分(第I～II節、第II～III節)から成っている。第I節では財政の経済活動全般を概観し、財政の立場から国民所得計算の持つ意義と限界を併せて指摘する。財政収支は貨幣の流れであり、そのゆえに政府部門の勘定体系を構成するにあたっては経常勘定、資本勘定の区別とならんで金融勘定を重視せねばならない。この指摘は従来の国民所得計算が財、用役といった非金融取引に限定されていた視野を拡大して金融取引をも含めた勘定体系を構成しようとする最近の傾向——国民勘定の integration と合致する。つづく2つの節はむしろ国民所得計算プロパーの立場から財政の意義を考察し、政府勘定を構成する。国民所得計算の主要な目的が成果の叙述にあるという観点に立ち、国民所得の評価における2つの接近を区別しし政府勘定の位置を明らかにする国民勘定の構成に進む\*)。

### I. 政府活動の経済機能

財政収支は貨幣の流れである。この貨幣の流れは単純に財貨用役の流れと対応するものではない。財政収入の

うちには、租税のように反対給付を伴わない収入があり、財政支出のうちには、補助金や社会保障費のように無償の支出がある。このような交換過程を経ない移転収支 (transfer flows) を含むところに、政府勘定の特徴がある。そしてこの移転収支を含むところに財政による所得再分配の機構が存在するのである。したがって、財政収支という貨幣の流れと民間の財貨用役との間の対応関係、そして財政の収入と支出との間の対応関係について、何らかの規約を置かないかぎり、政府勘定を所得計算に組み入れることはできない<sup>1)</sup>。

政府勘定の所得計算上の処理については、「国民分配分は生産された財貨用役の総額に等しい」という Alfred Marshall の規定 ([17] p. 235.) から「納税者の所得から租税を差引き、政府支出による便益を加算する方がいい」という Hugh Dalton ([3] 1920, p. 166) の規定にいたるまでには大きな進歩があった。しかし、Dalton 以後40年間において財政収支の所得計算上の扱いについては多くの議論によって一致した点もあるが、いままなお未解決の問題を残している、現行の国民所得計算は、これらの論点から顧みると、理論的基準によるものではなく便宜的な処理を行っているにすぎない。

財政収支の取り扱いにおいて、はじめに前提となるのは国の性格と政府の役割の差異である。

**国の性格**が権力国家から民主国家へ、民主国家から福祉国家へ移動するにつれて、財政収支の経済に及ぼす効果の意義は甚しく変容する。権力国家においては財政支出の内容は深く問われず、ただ租税負担が中心問題となる。負担とは個人や企業のような個体に対してのみ意味をもつものだから、個体の経済能力と租税の大いさとの間の対比が各個体にとって公平かどうか主として問題となるのである。権力国家から民主国家へ推移するに及んで、はじめて財政支出の経済効果が全面的に追求され、その支出に対応する収入としての租税の意義が全く新しく見直される。したがって、現在の民主国家における中心問題は財政収支の対応関係の測定にあると言える。前述の Dalton の規定——個人所得から租税を差引いた可処分所得に政府からの便益を加算するという規定は、

1) 一般に取引の流れの詳しい分類については第III節第1項を参照。

\*) 本調査の第I～II節は高橋、第III～IV節は倉林が担当した。調査の全般にわたって、H. Oshima 氏からは文献ならびに数々の論点について貴重な示唆を得た。また石川滋助教授からは、第II節の評価問題に関しソ連、東欧などの社会主義国における国民所得計算の現状、評価問題との関連などについて多くの示教を得た。この示教にもとづいて評価問題の中で、その点に論及するつもりであったが、紙幅の超過のため止むをえず削除せざるを得なかった。記して両氏に謝意を表したい。

この対応関係の最も単純な処理を示している。福祉国家の特色は財政支出のうち移転支出——ことに個人向け移転支出の割合の増大にある。この個人に対する政府の便益は、財政支出一般が個人に与える便益の推定の一環であって、いまなお多くの問題を含んでいる。

国の性格の変遷にともなって**政府の役割**もまた全く変容する。権力国家において政府の役割は主として国防と警察であったが、民主国家にいたってはじめて財政は経済効果を十分に発揮する。Musgrave [18] のいうように、財政の経済機能は3つの役割をもつ。(1)資源の配分、(2)所得の再分配、(3)経済の発展・安定化である。

純粹競争、完全に弾力的な価格機構を前提し、また個人は効用の極大を求め、企業は利潤の極大を求めるという基準によって行動する限り、資源の配分と所得の分配とはともに適正な状態に落ち着くはずである。ところが現実の市場における競争は完全でなく、むしろ不完全競争であり、価格機構もまた完全に弾力的でなく、硬直的な部分が存在する。さらに個人と企業との行動は単独では比較的単純であっても、相互の接触によって複雑な反作用を起こす。ここに資源の配分においても、所得の分配においても、理想的な均衡状態からの乖離を生ずる。そしてこのような多くの乖離を均衡状態へ向かせるものこそ、財政による資源配分と所得再分配に対する措置に他ならない。

また、財政は経済の変動と成長とに対して大きな役割をもつ。一般に経済の変動と成長の過程は均衡状態からの乖離に起因する。景気変動は超過需要と超過供給との交替であり、経済成長もまた超過需要から出発し、有効需要が供給をある程度まで超過しつづけなければその成長過程を永く維持することができない。この民間経済の動向に対して調整を行うことが政府活動の本質である。すなわち、政府の民間経済に対する「干渉」とは、この「調整作用」に他ならないのである。

ところで、**政府収入**の主要項目は、(1)租税(移転収入)、(2)官業収入、(3)他会計(特別会計)からの振替、(4)借入金である。**政府支出**の主要項目は、経常支出と投資支出であって、経常支出は、(1)財貨購入、(2)用役購入、(3)移転支出、(4)他会計への振替である。しかし、所得計算の上では、収支の諸取引を経た後の純計が対象となるのである。

**政府収入**は、社会化(国営)によって官業収入が重要となるが、普通には租税収入が主要項目であるから、そこに租税と借入金との関係、租税の転嫁と帰着とが問題となる。というのは、「借入金」と「租税の帰着」とをどう

扱うかは、国民所得の大いさに影響するからである。

公債・借入金は、1国全体からみれば金融勘定の問題(金融資産・負債)の内部取引(民間貸借対照表における金融資産増とこれに対する政府貸借対照表の金融負債増)にすぎない。だが、国債・借入金の処理のためには、政府部門の勘定体系を経常勘定、資本勘定そして金融勘定に区別し、政府部門の貸借対照表を作成しなければならない。国債残高は政府の貸借対照表における金融負債として計上され、それに金融資産が対応するのである。公債に関する多くの議論は、この政府部門の貸借対照表に思い致らないものが多い。

事後的な所得計算にとっては、租税の転嫁過程よりも計算期間における最終の帰着の方が重要なことは次のように形式化できる。

(1) 租税が(いわゆる直接税と間接税の区別にかかわらず)前転されるならば、それだけ生産物価格は上昇し、所得(国民支出)は名目的に増大する。

(2) 租税が後転されるならば、それだけ生産要素価格は低下し、所得(附加価値)は名目的に縮小する。

租税の前転とは租税の全部または一部を生産物価格に含めることによって、所得循環の後続者へ租税を転嫁し、ついに帰着せしめることである。しかしこのような転嫁が可能なのはその生産物価格が独占価格の場合であって、価格が競争的であればあるほど前転は困難である。

租税の後転とは課税を生産要素価格(例えば賃金率)の低下を通じて転嫁する仕方である。が、これまた生産要素価格に下方硬直性のある限り容易ではない。

現行の国民所得計算では、単純に所得税や法人税のような直接税は全く転嫁されず、間接税はすべて完全に前転されて個人消費者に帰着するという仮定の上に計算されている。イギリスの要素価格評価と市場価格評価の区別はこの仕方に他ならない。

租税の帰着は再分配の結果を示すものであって、再分配過程が測定されない限り、正確な計算はできないのである。現在ではわずかに個人の支払った租税・社会保険料に対応して、政府の個人向け用役のうち社会保障給付だけが考慮されているにすぎず、政府の個人向け便益の全体の測定に及んでいないのである。

**財政支出**は経常支出と投資支出とに区別される。経常支出は主として企業からの財貨購入(物件費)と個人からの用役購入(人件費)とに分れる。そして政府の直接投資は財貨の購入のうち長期の使用に耐えるもの、すなわち耐用財の購入である。政府の用役購入は、個人にとっては収入であり、それは消費と貯蓄とに分れる。また、政

府の財貨購入は企業にとっては収入であり、それは政府支出と同じく経常支出と投資支出とに分れる。

そこで注目すべきは政府の「経常支出」に関する国民所得計算における処理である。もしも政府活動を企業と同様に扱うならば、経費すなわち生産費であって、ここに政府活動の「生産性」が追求される手掛りがある。ところが、普通に行われているように、政府投資以外の経常支出を政府消費と呼ぶのは、政府活動をあたかも個人の家計と同様に扱っているのであって、そこには政府活動の生産性を問題とすべき余地は残されていない。消費は個人のみのものである。

政府の経常支出のうち、財貨用役を購入するのではなくして、反対給付を求めない無償の支出がある。これが前述のように移転支出であって、個人に対する社会保障費と企業に対する補助金はかかる無償の給付である。

ここで政府支出の一般的な特質と、その測定の問題を記しておかなくてはならない。

政府活動を企業行動と同一視しようとすれば、その活動の「生産性」——さらに政府の生産する最終生産物は何かが問題となる(その代りに前述のように政府消費という概念は無意味となる)。企業の生産活動は、自然資源に対して人間労働と生産手段を用いて、交換価値の増殖を企てる。そして、この交換価値の増殖は「生産的」と呼ばれる。交換価値の概念は企業中心の概念であって、企業にとってのみ意味がある。しかし、個人や政府にとって意義があるのは、むしろ交換価値の増殖よりは使用価値の増加である。

だから政府活動は2つの経済作用——有効需要発生的(income generating)と生産能力創造的(capacity creating)とを遂行する。そして政府部門において生産的とはこの「能力創造的」作用のみであって、しかもこれは官営企業についてのみ妥当し、他の一切の支出は有効需要発生的と見るべきである。

政府の提供する用役は社会的欲望の充足にある。この社会的欲望充足の対象となるものが社会財(social goods)である。一般に財貨・用役は最終的には個人の需要をみたすものであり、したがってあらゆる財貨・用役は各個人それぞれ異なる選好基準に則って順序づけられ、評価されるものである。ところが社会財とはすべての個人に対して同一量の満足を与えようとするのである。このすべての「個人に対して同一量の満足を与える」という社会財の性格こそ、民間経済と異なる政府の一切の経済機能の特質を明示するものであって、この視点から分析を進めなければ、政府の経済における役割は明らか

にされないのである。たとえば、公園や道路のような施設(これが政府投資の結果であることは言うまでもない)をとってみても、これらが特定の個人の利用を目的とするものでなく、反対に共同利用を目的とするのは、すべての個人に対して同一量の満足を与えるという社会財の具体的な表現である。

そこでむしろ例外をなすものが特定個人と特定企業とを対象とするものである。例えば、義務教育、低家賃住宅、その他公的扶助・社会保険などは特定個人向け用役であり、そして補助金などは特定企業向け用役である<sup>2)</sup>。

財政収入と財政支出との対応関係については両極端の処理がある。通俗の財政学では収入と支出との間には全く何の関係もないと仮定している。他方の極端は初期のKuznets [8] の処理である。すなわち、企業から政府への租税支払は政府の企業へ与える便益の価値に等しく、個人から政府への租税支払は政府の個人へ与える便益の価値に等しいと考え、したがって、納税額だけ政府は納税者に対して便益を与えるという仮定である。

ついで、生産性視点に立って、政府活動を最終生産物と中間生産物とに区別する基準について多くの論議が交わされたが、政府勘定において他勘定への振替は中間生産物と見なすべきだが、財政支出の純計は最終需要をみたすものという認識に欠けていたため、それらの議論には無用な混乱を含んでいる。

Kuznets [8] の区別によれば、(1)この区別は厳密には不可能であるとする J. R. Hicks と U. K. Hicks の見解、(2)便宜上この区別を企てる tax-payments approach. そのうちにも2種あって、(i)個人直接税は政府からの最終消費者への用役に等しく、企業税(補助金を差引く)は政府の中間生産物に等しいとする仮定。(前述のように Kuznets の初期の立場)。(ii)個人直接税は上述のとおりとし、それに政府の負債による資本形成を加えたものを最終生産物とする仕方(Kuznets の後期の立場とアメリカ商務省の採用する仕方)。(3)政府支出のうち詳細に検討してこの区別を行おうとする仕方(specific approach)。実際には第3の方法(ドイツとスウェーデンが実行している)が便利であるが、区別の原則は別に定めなければならない。

これらの議論は、けっきょく財政収支の所得再分配効果の実測によってのみ明らかにされる。Barna [2] の先駆的試みの後に、さらに精密化を企てた Peacock [22]

2) だから、Musgrave [18] はかかる特定対象に対する給付は social want ではなくして merit want をみたすものと規定しているのである。

等の研究の方が重要である。

しかし、ここに新しく政府の便益を測定する方法について問題がある。

財政支出は、以上によって明らかなようにその企業の生産性測定とは別の仕方で、むしろその効果によって測定されなくてはならない。

最近アメリカにおいて、積極的に政府の効率を測定しようとする試みがあらわれてきたが[16]、これは長期にわたる公共投資の場合に特に必要である。効率の測定とは、どんな場合でも、便益と費用との比較分析に他ならないが、公共投資にまつわる特別の困難は次のようである。いったい財政支出は、原則としていわゆる社会的欲望をみたすための不可分の支出であって、特定の個人を対象とするのはむしろ例外である。このような財政の提供する社会財の特色は、前述のようにすべての人の共同利用によってすべての人に等しい満足を与えることを目的とする。財政支出のうち公共投資もまた不可分の支出であって、この点において民間の財貨用役の与える便宜とは異なる。また、公共投資は長期にわたって支出されるのみでなく、それから生じる便益もまた長期にわたってはじめて享受できるものだから、瞬間投入・瞬間産出の生産関係のように単純ではない。

しかし、この効果の測定について Operations research などの手法(systems analysis)を用いて、もっとも有効な公共投資の選択を行なう試みがあらわれてきた。そのためには、測定基準の決定、便益の時間的な流量と費用の配分、便宜の種類とその評価、不確定要因の克服など、まだ十分に解決されていない多くの問題が残されている。けれども、公共投資のみならず政府行動の効率分析が進んで、はじめてこれに対応する租税や公債の意義も明らかになるというべきであろう。

## II. 政府活動と政府部門の構成

以上の一般的考察の後に、はじめて財政収支ことに財政支出の詳細に立入ることができる。

財政支出の作用を測定するには、まずその分類体系を確立しなければならない。それに手掛りを与えるものは国連による政府取引の再分類の方式である。予算・決算は行政的な見地から分類が行われていて、必ずしもそのままでは経済分析に堪えない。すべての統計はその内容がいかに正確であっても、統計分類は理論的な概念規定と必ずしも一致しない。再分類の必要な理由はここにある。

しかし、再分類が可能のためには、すでに予算決算の分類において、政府勘定を、(1)経常勘定、(2)資本勘定、

(3)金融勘定に区別して処理するという一般的原則にもとづいて実行してはならない。公債・借入金の処理についてふれたように、伝統的な財政原則と称するものは、資本勘定と金融勘定について全く不十分な認識しかもたず、経常勘定中心の原則にしかすぎないのである。すなわち財政原則とは行政的な処理方法にしかすぎず、前節で述べた政府活動の経済機能の諸側面を明らかにする体系とはなりえていないからである。

### (1) ヒックスの予算改革の問題

国連の政府取引の経済的・機能的分類に先行し、かつ国連方式が基準としたのは、J. R. Hicks [5] が『予算制度改革の問題』および『政府勘定形式委員会の最終報告』[33]で行った予算決算の分類問題である。

このような予算制度改革が問題とされたのは、イギリス政府の国営事業の拡大にともなって、すでに伝統的な会計的行政的諸原則が事実上崩壊しつつあったことを表わしている。ことに従来の予算措置においていわゆる below the line の費目と above the line の費目とを恣意的に区別するという仕方は不適當となって、改めて below the line の諸項目を吟味しなければならなくなったのである。言いかえれば、政府部門の扱いにおいて企業会計の方式を採用しない限り、政府の資本勘定と金融勘定とが明確に区別できないことがようやく認識されるにいたったのである。そのためには、中央政府の各部門を行政官庁と企業(現業)官庁とを分離し、官営企業は財政原則よりはむしろ民間企業に準じて経営原則をたてて活動しなければならなくなる。ヒックスは官営企業の扱いについて次のように述べている。「私の見るところでは、伝統的な行政官庁に関する限り、従来の会計および財務統制によっても、特別に不都合な点は存在しないとおもう。行政官庁において統制さるべきものは、その(旧来の意味の)支出であって、そのためには在来の制度や方法で十分なのである。行政官庁というものは、窮局には議会によって、一定の用途に支出すべき資金の定期的な流れについて依託されているのである。この点は、民間の事業会社と異なり、事業会社では一定額の資本金を寄託されて、少くとも当初の資本を害わないようにその価値を維持してゆくことを第1の任務とするものとは根本的に性格がちがう。だから行政官庁は資本金というものを全然(あるいはほとんど)もたないことからしても、企業会計の仕方が適しないことは明瞭であろう。けれども、これに反して政府の事業官庁は何らかの形で資本を所有している。それゆえにこそ、事業官庁はその取引を満足な状態で処理するために、民間企業会計の方式を採

用しなければならぬといえる。」

これは資本勘定の確立、したがって従来あいまいだった資本の価値維持のための減価償却の処理の明確化へ導く。そこで国庫収支は二重の機能をもつことになる。すなわち、行政官庁に対しては従来と同じく支払官であるが、企業官庁に対しては銀行として働く。したがって国庫を行政部と銀行部とに区別しなければならない。

ヒックスの示した諸勘定の構成を要約すれば次のようになる。

1. 国庫勘定
  - (1) 行政部・経常勘定
  - (2) 銀行部 (a) 経常勘定  
(b) 資本勘定
2. 企業官庁勘定
  - (1) 売買損益勘定
  - (2) 損益勘定
  - (3) 資本勘定

すなわち、財政収入は国庫勘定行政部における租税収入、国有財産収入その他と銀行部における利息収入とに分れ、財政支出のうち経常支出は行政部の支出として扱われる。そして国債は銀行部資本勘定において扱われる。この国庫勘定における剰余金と次に述べる企業官庁勘定における事業利潤との合計が政府剰余金となるのである。

企業官庁の経理は、前述のように民間企業に準じて損益勘定と資本勘定とが中心となる。

行政官庁と現業官庁の区別が明らかでないものは、なるべく官業勘定へ編入し、それによって資本勘定における減価償却を明らかにする方がいい。このような措置によって伝統的な below the line の項目は資本勘定として確立することになるのである。

## (2) 国連の分類体系

国の会計は伝統的な方式によって作成されてきており、したがって政府の取引は必ずしも社会会計の要求するような経済的意義を明瞭且つ簡潔に示すようには作られていない。国際連合がこの点に着目して数次にわたる試案の研究 [28]、1955年のエカフェ地域における予算再分類に関する会議とその作業部会の報告書 [30] にもとづく勧告 [32] となったのである。

しかし、その趣旨は現行の政府会計制度それ自体を根本的に変更しようとするものではなく、むしろ現行の会計を細心に吟味して、その諸項目を統一的分類基準に従って再構成しなおすことにある。それによって政府の予算・決算を経済分析に堪えるように組み替えて、いわば政策勘定 policy accounts というべきものを作り出すこ

とを目的とするのである。従来の予算科目の分類に代るものを示すよりは、むしろ再分類によって補完しようとするものといえる。

しかし、ここに重要な問題がひそんでいる。伝統的な国の会計は現金主義にもとづくのに、社会会計の要求するのは企業会計と同じく発生主義にもとづく複式簿記方式である。伝統的な国の会計は、上述のように企業よりは家計に近いものと考えられていたために、その会計組織は決算諸表(貸借対照表・損益計算書)の作成を目的としていない。

だから、再分類といっても厳密には現金主義にもとづく記録を発生主義にもとづく記録へ組み替えることを意味する。またこの操作なしには、もともと発生主義を原則とする社会会計の諸勘定と総合することはできないはずである。

この分類方式の特色としてまず指摘しうることは、

1 「経済的」と「機能的」の区別である。経済的分類とは政府活動を経済活動として把えるため、財政収支のうち特に支出について、その用途別分類を企てることである。従来の所管別分類ではなく、(a)財貨購入、(b)用役購入、(c)無償の移転支出に区別する。財貨・用役購入を経常勘定と資本勘定(さらに金融勘定)と分つ。この資本勘定の確定は必ずしも多くの国でいまだ実行するに至らないが、この分類なくしては政府投資の実態は明らかにされないからである。

機能的分類とは、一般的用役(行政費)、社会的用役(教育、保健、社会保障費等)、経済的用役(道路、運輸、通信等)その他に区別することである。これについては後に述べるようになお多くの問題がある。が、この2つの基準を組み合わせて、経済的・機能的な視点から政府取引を総合しようとする点は、最も進歩的な特色である。

2 しかし、政府部門の範囲は、(1)政府の意志決定を直接遂行する機関として働くこと、(2)政府の財政的統制に従わねばならないことによって限定される。したがって、日本の場合においては一般会計と特別会計に限定され、中央銀行をはじめ政府関係機関は含まれないことになる。だから、官営企業の扱いに問題が起こるので、各事業特別会計の他に政府関係機関を含ませねばならぬであろう。

3 行政官庁と企業官庁とを、一般政府機関、売買企業、附属機関、金融企業の4つの小部門に分割している。

売買企業とは必ずしも利潤動機はもたないけれども、財貨の生産と販売を商業ペースで行う機関であって、費

用の大部分を販売収入でまかなうが、剰余金の納付や資金調達において政府資金と連結するものであり、企業会計にもとづいて損益計算を行う。(例。郵政事業)

附属機関とは財貨用役の販売を政府部門のみに限定し、上述の商業企業のように公衆を直接の対象としない機関である。(例。造幣局)

金融企業は民間金融機関と類似の業務を営むが、資金が国庫に依存し、利率等が政治的に決定される点で異なる。(例。資金運用部)

4 そして2つの方式を示している。両者の根本的な相異は、第1方式では勘定を經常勘定と金融勘定とに2分割するのに、第2方式は3分割して、經常勘定、金融勘定、資本勘定に区別することである。金融勘定とは金融資産・負債の増減を示すもので、第2方式の資本勘定とは非金融資産・負債の変化の記録である。そして、第1方式はこの資本勘定をもっていない。

5 予算の枠内にある伝統的な政府機関のみならず、その他の連関する機関(社会保障、官営企業等)を包括しようとする点は、明らかに前進的な特色である。

すなわち、中央政府は次の3部門に分れる。(1)一般政府部門、(2)社会保障部門、(3)政府企業部門。この部門をさらに、(a)生産・商業取引、(b)金融取引に分つ。

そこで各部門の内容に立入る前に、以上の分類のうち必ずしも適切でない点を指摘しておこう。

1 経済的と機能的の区別は必ずしも適切でない。機

能的区別のうちには、さらに経済的という区別があるからである。むしろ「使途別」と「目的別」の方がいい。

2 機能別(目的別)分類において「一般的」は「行政的」であるべきであって、その内訳が一般行政、防衛、司法・警察に関するものだからである。次の community services と social services の区別は、前述のように social wants と merit wants に対応するものである。したがって両者を「社会的」とし、その内訳を「共同利用」(道路、水道など)と「特定利用」(教育、社会保障など)とすべきである。

3 機能別(目的別)のうちの「経済的」という項目は官営企業の生産物によって分類すべきである。

(1) 行政部門

行政部門とは社会保険と官営企業を除いた中央政府の諸機関である。

(i) 第1方式において、支出は財貨・用役の購入と販売、そして移転支出に分れる。第2方式との相異は、經常勘定の財貨購入において軍事的と非軍事的の区別をせず、資本勘定を設けていないから、新資産の取得も現在資産の修理・維持もともに一括されている。

(ii) 移転収支において、個人および企業に対する給付と政府の他会計との振替とが明確化される必要があるが、ことに資本形成用に指定された移転支出がどの国内部門に連関するのかが明らかでない。

(iii) 金融勘定(貸借取引)において、金融資産と負債

第1表 一般政府部門(中央政府)の取引の経済的性格による分類

第 I 方式

a: 財貨・用役および移転収支

支 出	収 入
<p>A. 財貨・用役の購入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現存物的資産の購入</li> <li>2. 政府貯蔵</li> <li>3. 建築その他の建設および工事</li> <li>4. 機械および装備</li> <li>5. その他財貨・用役に対する支出</li> </ol> <p>C. 移転支出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 租税払戻金</li> <li>2. 家計および民間非営利機関への社会保障給付その他の無償支払</li> <li>3. 補助金</li> <li>4. 中央政府企業の赤字補填</li> <li>5. 利子支払</li> <li>6. 資本形成用に指定された移転支出</li> <li>7. 貸付用に指定された移転支出</li> <li>8. 政府社会保険機関への贈与</li> <li>9. その他地方政府への振替</li> <li>10. 外国への贈与</li> </ol> <p>E. 均衡項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現金および正味債権の純増加</li> </ol>	<p>B. 財貨・用役の売却</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現存物的資産の売却</li> <li>2. 政府貯蔵からの売却</li> <li>3. 不要物件の売却</li> <li>4. 財貨・用役の料金</li> </ol> <p>D. 移転収入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 直接税</li> <li>2. 社会保険掛金</li> <li>3. 間接税</li> <li>4. その他租税および同種の移転収入</li> <li>5. 中央政府企業からの利益受入</li> <li>6. 利子および配当</li> <li>7. 資本形成用に指定された移転収入</li> <li>8. その他民間部門からの移転収入</li> <li>9. その他中央政府社会保険機関からの振替</li> <li>10. その他地方政府からの振替</li> <li>11. 外国からの贈与</li> </ol>

b: 金融勘定

払 出	受 取
<p>G. 現金以外の金融的資産の増加</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 持分権の購入</li> <li>2. 貸 付</li> <li>3. 他の国内部門の発行証券その他売買可能の債務証券の購入</li> <li>4. 現金以外の対外金融的資産の購入</li> </ol> <p>H. 金融的債務の減少</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央一般政府の発行証券その他売買可能の債務証券の購入</li> <li>2. その他国内における債務償還</li> <li>3. その他対外債務償還</li> </ol> <p>J. 均衡項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現金保有高の純増加</li> </ol> <p>K. 調 整</p>	<p>E. 均衡項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現金および正味債権の純増加</li> </ol> <p>F. 現金以外の金融的資産の減少</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 持分権の売却</li> <li>2. 貸付償還〔訳註：原文は脱漏〕</li> <li>3. 他の国内部門の発行証券その他売買可能の債務証券の売却</li> <li>4. 現金以外の対外金融的資産の売却</li> </ol> <p>I. 金融的債務の増加</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央一般政府の発行証券その他売買可能の債務証券の売却</li> <li>2. その他国内借入</li> <li>3. その他対外借入</li> <li>4. 他の中央政府部門からの預託金の純増加</li> <li>5. 中央一般政府発行の紙幣および通貨の純増加</li> </ol> <p>L. 調 整</p>

第2表 一般政府部門(中央政府)の取引の経済的性格による分類  
第 II 方式

a: 経常勘定

支 出	収 入
<p>A. 財貨・用役の購入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非軍事的目的のための財貨・用役に対する経常支出</li> <li>2. 軍事的目的のための財貨・用役に対する支出</li> </ol> <p>C. 移転支払</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 租税払戻金</li> <li>2. 家計および民間非営利機関への社会保障給付その他の無償支払</li> <li>3. 補助金</li> <li>4. 中央政府企業の赤字補填</li> <li>5. 利子支払</li> <li>6. その他民間部門への移転支出</li> <li>7. その他地方政府への移転支出</li> <li>8. 中央政府社会保険機関への法令による掛金その他経常的振替</li> <li>9. 外国への贈与</li> </ol> <p>E. 調整項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経常勘定剰余</li> </ol>	<p>B. 財貨・用役の売却</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 軍事機関の現物的資産の売却</li> <li>2. 不用物件の売却</li> <li>3. 財貨・用役の料金</li> </ol> <p>D. 移転収入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 直接税</li> <li>2. 社会保険掛金</li> <li>3. 間接税</li> <li>4. その他租税および同種の移転収入</li> <li>5. 中央政府企業からの利益受入</li> <li>6. 受取利子および配当</li> <li>7. その他民間部門からの移転収入</li> <li>8. その他地方政府からの振替</li> <li>9. その他中央政府社会保険機関からの経常的振替</li> <li>10. 外国からの贈与</li> </ol>

b: 資本勘定

支 出	収 入
<p>F. 資本形成のための支出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非軍事的目的のための現存物的資産の購入</li> <li>2. 政府貯蔵の純増加</li> <li>3. 新建築, 新建設その他の工事</li> <li>4. 機械および装備</li> </ol> <p>H. 他の中央政府部門への資本移転</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 社会保険機関</li> <li>3. 企 業</li> <li>4. 金融機関</li> </ol> <p>J. 調整項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現金および正味債権の純増加</li> </ol>	<p>E. 均衡項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経常勘定剰余</li> </ol> <p>G. 資産の売却および評価調整</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非軍事的機関の現存物的資産の売却</li> <li>2. 評価調整</li> </ol> <p>I. 他の中央政府部門からの資本移転</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 社会保険機関</li> <li>3. 企 業</li> <li>4. 金融機関</li> </ol>

c: 金 融 勘 定

払 出	受 取
<p><b>K. 現金以外の金融的資産の増加</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 持分権の購入                     <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 中央政府企業</li> <li>b. 他の国内企業</li> </ol> </li> <li>2. 貸 付                     <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 他の中央政府部門</li> <li>b. 他の国内部門</li> </ol> </li> <li>3. 他の国内部門が発行した証券その他売買可能の債務証券の購入                     <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 他の中央政府部門</li> <li>b. 他の国内部門</li> </ol> </li> <li>4. 現金以外の対外金融的資産の購入</li> </ol> <p><b>M. 金融的債務の減少</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央一般政府が発行した証券その他売買可能の債務証券の購入</li> <li>2. その他国内における債務償還                     <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 他の中央政府部門</li> <li>b. 中央銀行</li> <li>c. 他の国内部門</li> </ol> </li> <li>3. その他対外債務償還</li> </ol> <p><b>O. 調整項目</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現金保有高の純増加 内 訳                     <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 国内通貨</li> <li>c. 中央銀行預金</li> <li>d. 他の国内銀行預金</li> <li>e. 外国通貨および外国銀行預金</li> <li>b. 金</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>J. 均衡項目</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現金および正味債権の純増加</li> </ol> <p><b>L. 現金以外の金融的資産の減少</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 持分権の売却                     <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 中央政府企業</li> <li>b. 他の国内企業</li> </ol> </li> <li>2. 貸付の償還                     <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 他の中央政府部門</li> <li>b. 他の国内部門</li> </ol> </li> <li>3. 他の国内部門が発行した証券その他売買可能の債務証券の売却                     <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 他の中央政府部門</li> <li>b. 他の国内部門</li> </ol> </li> <li>4. 現金以外の対外金融的資産の売却</li> </ol> <p><b>N. 金融的債務の増加</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央一般政府が発行した証券その他売買可能の債務証券の売却</li> <li>2. その他国内借入                     <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 他の中央政府部門</li> <li>b. 中央銀行</li> <li>c. 他の国内部門</li> </ol> </li> <li>3. その他対外借入</li> <li>4. 他の中央政府部門からの預託金の純増加</li> <li>5. 中央一般政府発行の紙幣および通貨の純増加</li> </ol>

	第II方式	第 I 方 式
財貨・用役に対する経常支出		
1. 非軍事的目的のための財貨・用役に対する経常支出	A. 1	A. 3aii, A. 5a, A. 5ci
2. 軍事的目的のための財貨・用役に対する支出	A. 2	A. 1c, A. 3b, A. 4b, A. 5b, A. 5cii
資本形成のための支出		
1. 非軍事的目的のための現存物的資産の購入	F. 1	A. 1a, A. 1b
2. 政府貯蔵の純増加	F. 2	A. 2 } } B. 2 ~ } } }
3. 新建築, 新建設その他の工事	F. 3	A. 3ai
4. 機械および装備	F. 4	A. 4a
財貨・用役の売却による経常収入		
1. 軍事機関の現存物的資産の売却	B. 1	B. 1c
2. 不要物件の売却	B. 2	B. 3
3. 財貨・用役の料金	B. 3	B. 4
財貨・用役の売却による資本収入		
1. 非軍事的機関の現存物的資産の売却	G. 1	B. 1a, B. 1b

との増減は、現金保有高の変化だけが純増として示されている。

(iv) 第2方式においては、「資本勘定」を独立しているから、有形資産の購入・売却のみならず評価調整を含む。「貸借取引」は金融資産・金融負債の増減を示すものである。

(iv) しかし、減価償却と修理・維持費は経常勘定の支出項目として記録され、再び資本勘定の収入項目として記録されるべきなのに、明示されていない。官営企業もまた減価償却費を計上しなければならないはずである。

しかし、根本は収益資産と非収益資産との区別にある。そしてこの区別は民間経済と異なって、政府支出の長期にわたる経済効果によって制定されなければならない。

(v) すでに指摘したように発生主義と現金主義の相異は、ことに非現金項目において表われる。発生主義では支払・受取ともに取引の発生時に記録を行う結果、現金の受払なしに非現金項目が勘定項目にあらわれることになる。未収金・未払金である。したがって、このような非現金項目を収支の両面に建てねばならない。

(vi) 在庫品評価についても方式を一定しなければな



らない。例えば後入先出法。

(vii) 減価償却についても方式を一定しなければならない。民間企業の所有する固定資産は、株主(資金供給者)に対して、その価値を維持する責任がある。しかし国有財産は誰に対して、またその価値の維持が必要かについて問題がある。伝統的な会計において国有財産を永久財産のようにみなして減価償却を行わなかったことにも理由がある。根本は国営企業を民間企業とどの程度まで類似のものとして扱うかに依存している。しかし、国富推計と結合するためには同一方式に依らなくてはならない。減価償却は企業会計よりも広く取替法的な見地から、偶発損をも含ませねばならない。ただし、資本純利得を含ませるか否かは、社会会計の方針に一致しなければならない。

(viii) 推定帰属費用(例えば自己所有家屋の賃料)は国民所得計算と同一方式に依らなくてはならない。

(ix) 相続税は国としては経常収入であるが、家計としては資本勘定からの移転支出として扱っている。

## (2) 社会保険部門

社会保険部門は公的扶助、公衆衛生とともに社会保障の中心をなすものである。なぜこれを独立部門とするかは、公的扶助と公衆衛生とが全額国庫(租税)負担であるのに、社会保険は個人および企業からの保険料収入を含むからである。

この部門の表を省略するので、他部門と異なる独自の点のみを指摘する。

(1) この部門の経常勘定の収支は、ほとんどすべて移転収入(掛金、運用資金利子収入)と移転支出(保険給付)であって、ここに所得再分配機構をもっている。

(2) 給付のうちには医療給付のように現物給付を含むが、これをすべて現金給付として評価しなければならない。

## (3) 官営企業

中央政府の生産・売買企業についての分類は、政府の財政政策の決定と実施のために必要とされる情報を提供することだけを目的としているため、企業の種類についても特別の種類を示していない。

企業取引は発生主義によって記録され、在庫変動と減価償却が計上されることは、民間の企業会計に類似している。

3つの勘定——(1)生産・売買勘定、(2)所得処分勘定、(3)金融勘定から成る。生産・売買勘定は財貨用役の経常取引のみならず、減価償却、在庫変動、間接税、補助金を含み、さらにその企業自体の使用する有形資産の生

産を含む。所得処分勘定は事業収入がどのように処分されたかを記録し、また支払利子はこの勘定において処理する。

資本勘定と金融勘定とは一般政府部門におけるそれらの勘定と類似であるが、資本勘定では企業が使用する有形資産のみを扱い、転売用の資産は生産売買勘定において扱う。

## (4) 金融機関

ここに金融機関とは利付貸付の供与に従事する中央政府の機関であって、その資金は中央政府自体または証券その他の証書の売却によって市場から得る資金を含んでいる。

## III. 国民所得計算における評価問題と政府活動

国民所得計算はこれまで種々の目的に適合することをねらいとして発展して来た。これらは、1)国民所得に基づく成果の叙述、2)国民勘定における構成要因の比較、3)国民勘定の項目相互間の函数関係の分析、の3つの目的に分類できるであろう。これらの目的の相互の間には必ずしも常に協調的な関係が成り立っているわけではない。むしろわれわれはこれらの目的の間には国民所得計算にとりおのずから第一義的に重要な目的と、そうではない目的が区別できるとの見解を持っている。こうした国民所得計算の目的に対する接近の視角としてその問題点はおよそ次の3点に集約できるように思われる。

1. 経済活動の成果を叙述する基本概念を国民所得であると考えた場合、それが経済活動のいかなる内容を表現するかの問題。これを**評価問題**と名付ける。

2. 経済活動の成果の叙述形式として国民勘定を考えると、国民勘定を構成する主要概念を分類し整理する問題。これを**分類問題**と名付ける。

3. 国民所得ならびに国民勘定を計測する問題。これを**測定問題**と名付ける。

ところで国民所得計算の基本問題として、とくにその理論的な2つの論点を明示した最初の論者は Hicks であったように思われる。Hicks によってはじめて国民所得計算の理論における2つの基本問題、すなわちわれわれが**評価問題**と呼ぶもの、ならびに**分類問題**と呼ぶもの、が検討の俎上にのせられたのである<sup>3)</sup>。わけでも**評価問**

3) Hicks が the problem of the money value by which this heterogeneous collection is to be reduced to a common denominator および the problem of the correct enumeration of the real goods and services to be included (Hicks [6], p. 105.) と呼んだ

題に関する Hicks の貢献は、その解決をめぐるさまざまな批判を招いたのにも拘らず<sup>4)</sup>、没することのできないほどの重要性を持つ。加えて Hicks の評価問題に対する接近の重要性を高く評価するゆえんのもの、評価問題の中で占める政府活動の比重の認識であり、分類問題に対する周到な配慮である。したがって国民所得計算における評価問題と政府活動に対するわれわれの考察も、Hicks の提出した論点と接近を軸として進行することになる。

#### (1) 厚生指標としての国民所得と政府活動

国民所得計算の主要な目的を2分し(経済厚生と生産力の観点)、それを評価問題に結びつけたのは Hicks である。いま(実質)国民所得を経済的な厚生指標だと考える場合、

- i) 与えられたそれぞれ2組の財、用役およびそれらの価格によって表現される2つの異った状態が存在するとき、
- ii) これらの2つの状態のいずれを望ましいと判断するか(換言すれば実質国民所得がこれら2つの状態において増加したと考えるべきか、または減少したと考えるべきか)、
- iii) 実質国民所得を比較する共通の評価尺度となる財、用役の価格とはなにを表わすものであるか、

について論理的な解答が用意されなくてはならない。この解決をめぐる展開されたのが有名な経済厚生の社会的比較に関する Hicks の規準であったわけである<sup>5)</sup>。

問題は、それぞれ評価問題および分類問題の重要な一面を指示している。

4) Hicks [6] の批判を目的として、Kuznets [9], Little [10], Samuelson [24] らによってなされた一連の論争——いわゆる Econmics 論争(Ohlsson [21], p. 77.)——である、厚生経済学の反省をも含む多岐にわたるこの論争にわれわれは立入る用意を持たない。がその厚生経済学的な立場からする論争の概略については、福岡 [34], [35] を参照。やや異った視角からではあるか大川 [39] もこの論争の整理と展開を企てている。国民所得計算の立場からするこの論争の意義はほとんど Ohlsson [21] によってつくされているといっても過言ではない。木下 [36], 高橋 [43] はこの論争に言及している。

5) いま2つの状態をそれぞれ、0 および 1 で表わす。2つの状態は財、用役  $Q^0, Q^1$ , その価格  $P^0, P^1$ , との組合わせ  $(Q^0, P^0), (Q^1, P^1)$  によって表わされる。ここで  $Q$  および  $P$  は財、用役  $q_1, \dots, q_n$  およびその価格  $p_1, \dots, p_n$  から成るベクターである。すなわち  $Q = (q_1, \dots, q_n) P = (p_1, \dots, p_n)$ 。状態 1 が状態 0 よりも選好されるための Hicks の規準は、

2つの状態のうち1つを選好する Hicks の規準の根拠は個人の選好に関する revealed preference の理論である。問題はそれを(実質)国民所得の比較にまで拡張するとき、各  $q_i$  の社会の構成員に対する分配の特殊な状態を想定することなしには、この Hicks の規準は成立しえない点にあった<sup>6)</sup>。したがってその前提された特殊の分配状態の正確な意味をめぐる議論が展開されることとなったのである<sup>7)</sup>。

この論争によって Hicks の規準の意味するところが明瞭にされ、またその厚生経済学における帰結が追求されるようになった。しかし Hicks が同じ重要性のもとに指摘した政府活動の地位それと経済的厚生との関連については Hicks の規準に関する論争ほどの関心を惹かなかつたように思われた。

評価問題において政府活動を重視することには相応の意味がある。前節でも指摘されたように最近に至って政府の活動領域が漸次拡大されつつあることは動かすべからざる制度的条件の変化を示すものだからである。したがって厚生経済学が個人の選択の一面を強調し、個人の選好に関する理論から出発するにしても、この制度的条件の変化を全く無視し去ってしまうわけには行かない。そのみならず厚生経済学の理論としてではなく国民所得計算の理論の一部として政府活動を考えると、それは単に評価問題における解決だけでなく、他の分類問題と測定問題とを意識しないわけにはいかない。換言すれば評価問題も Hicks の規準をめぐる議論の場合のようにきわめて抽象性の高い領域に視野を閉鎖してしまうことはできないのである。かくして評価問題における政府活動の意義を明らかにすることは、一面では制度的条件の変化を反映し、他面において理論の実際に対する第1次近似としての機能を演じるのである<sup>8)</sup>。

$Q^1 TP^1 > Q^0 TP^1$  で表わされる。ただし  $TP^1$  はベクター  $- P^1 = (p_1^1, \dots, p_n^1)$  の転置ベクターである。

6) Hicks の想定した特殊の分配状態とは、 $j$  番目の社会の構成員の所有する  $q_i$  を  $q_{ij}$  で表わすとき、すべての  $j$  に対して  $\sum_i p_i^1 q_{ij}^1 > \sum_i p_i^1 q_{ij}^*$  となるような  $q_i$  の再分配状態(\*)を考えることができることを意味する。(Hicks [6] p. 111.)

7) Samuelson [24], Little [11].

8) われわれは、there can be no welfare significance in national-income comparisons unless a value judgement about changes in distribution is presupposed, という Little [11], p. 227. の立場を否定しているわけではない。Little は国民所得を厚生経済学の立場から眺めているのであり、われわれはそれを国民所得計算の立場から——Little の表現を使え

以上の観点からすると、Hicks が(実質)国民所得の評価について、国防、警察、司法行政のような公共用役の存在に基く解決の困難を指摘したのは正しい。事実一般に政府活動の生産物ともみなすことのできる公共用役の取扱いの中に評価問題のみならず測定問題の核心が横たえられていると言っても過言ではないのである。公共用役の具体的な処理はやや詳しく第VI節第3項で考えることにして、その一般的な性質について考えよう。国民所得を厚生指標と考える立場から公共用役の存在が事態を一層紛糾に導くのは、公共用役のあるものがなんらの価格を伴うことなく提供されるという事実である。この事実は厚生指標として国民所得を見ようとする場合、国民所得を構成する財、用役のベクター(前注⑤における  $Q$ )に対応する価格ベクター(同じく注⑤における  $P$ )がそれぞれ対応する財、用役の限界効用を表現すべきであるとの要請を満すことを困難にする。いま社会のある構成員の効用関数が市場を通じて購買される財、用役とともに公共用役の関数であるとしよう。(与えられた)特定の財、用役の価格と公共用役の価格のもとで、その構成員は他の財あるいは用役の限界効用と公共用役のそれを比較して公共用役の獲得を決めるのであろうか。その場合公共用役の価格はどのような機構のもとで決められるのであるか<sup>9)</sup>。あるいは、この構成員は公共用役の購入のために直接税を支払っていると考え、公共用役の価格を想定することができるかもしれない。しかしこの想定もおのずと明らかである。たとえ(後に説かれるように)直接税を移転取引であると解釈するにせよ、すべての移転が自発的な性質をもつもの(いわゆる voluntary transfer)と考えることはきわめて不自然だからである。

さらにこの難点をもっと直接に公共用役の価格と限界効用が個々の構成員によってではなく、公共用役を供給する政府の効用関数によって決定せられるとする立場も

ば the compilers of the national income figures としての立場から眺めているからである。

9) この点に関する限り Hicks の論証も十分とは思われない。すなわち言う。“here I can see no alternative but to assume that public services are worth, to society in general, at least what they cost; and that this principle holds also at margin, thus unless we have any reason to suppose that the public services are produced under diminishing costs, we can take their average costs of production as a rough estimate(a lower limit)of their marginal utilities.” [6] p. 116.)

納得しかねる解決であると言わなくてはならない<sup>10)</sup>。かりに経済のいわゆる market sphere と a centralized sphere の間に境界線が設定せられるにしても、与えられた財、用役の価格と公共用役の価格のもとで、公共用役と財、用役の支出に関する Pareto optimum を達成することは困難であるからである。

## (2) 生産の指標としての国民所得と政府活動

前記の厚生の変化に関する Hicks の規準における財、用役のベクター  $Q$  に関し、これを与えられた資源のもとで生産される財、用役のベクターであると解釈することも可能であろう。このような観点の転換は、国民所得を生産の指標とする考え方に誘う。生産の指標として考えた(実質)国民所得の2つの状態における変化も同様に Hicks の規準によって説明できるかのように見える。しかし Hicks の規準によって(実質)国民所得が一例えば一状態1において状態0におけるよりも可能性として増大したと判断できるためには2つの前提が満たされていなければならないのである。その条件とは、1)  $Q^0$  から  $Q^1$  への変化が微少であること、2) transformation curve が直線となることである。後者は特に注目し値する条件である。transformation curve が直線となることは特殊の生産関数—例えば limitational production function—を前提し、いわゆる新古典派の transformation curve における限界代替率の逡減を想定する生産関数とは著るしく相違している。もしこの新古典派の想定するような concave な transformation curve を考えると Hicks の規準の妥当性は失われるからである。

またこの議論に対して、価格=限界費用という条件を附加すると、限界代替率=相対価格。そこで要素費用価格が限界代替率のひとつの指標であるとの解釈を成立させる根拠を提供することになる。しかし、価格=限界費用という条件は完全競争市場を前提として成立しうる条件であるから、ひとたび市場における価格の形成が不完全市場の手に委ねられるならば要素費用価格によって限界代替率を代表させるという根拠が崩れることになる。

しかし市場の不完全性をしばらくおくにしても、限界代替率を代表する要素費用価格を現実に観察された市場価格からどのように誘導するかについての論点が依然として残されている。これに対しては、市場価格—(間接税—補助金)=要素費用価格という関係が現実的な解答として考えられるであろう。要素費用価格の概念は、国民所得を生産の指標と考える場合、財、用役の価格の対

10) 上述の困難に直面して Ohlsson [21] pp. 89-90 の採用した解決がそれである。

応物として魅力に豊む概念には相違ない。けれども測定問題との関連において考えると、それは市場価格から誘導される概念であって、その逆ではない<sup>11)</sup>。

さらにこの点は間接税を政府の企業の生産に利益をもたらす公共用役に対する代価であるとする思想—初期のKuznetsの立場—とも関連している。この観点を徹底すると間接税もある種の市場価格であり、したがって要素費用価格を直接に実現された価格として観察することができるという考え方に不自然さが少なくなるように見える。しかし問題は間接税というものの性格であり定義である。後に見るようにわれわれはそれを移転取引とみるから、公共用役に対する代価と考えることはできない<sup>12)</sup>。

このように生産の指標として国民所得を眺める観点は、厚生指標として国民所得を理解する立場以上の限定的な条件と前提の上に基礎を置いているのである。とともに国民所得の評価に関するこの2つの観点は、別個の理論構成の上にその評価に対する推論が基礎づけられていることを認識せねばならない。ひとしく国民所得と言っても、それをいかなる側面から評価せられた成果の叙述であるかによって、われわれは異った実体に直面していると判断せざるを得ない。国民所得計算は経済の成果を叙述するため客観的な図式を提示するものであ

11) 国民所得計算において、この考えを最も意識的に国民勘定の構成と、国民勘定の主要概念の定義とに適用している例は—おそらくノールウェイの国民所得計算であると思われる。(Aukrust [1], pp. 55-57.)

12) 要素費用価格と市場価格に関しては、なお注意すべき点が2つある。

1. 財、用役の価格として市場価格を採用すべきかそれとも要素費用価格を採用すべきかは以上の基本的論点のほかに、税制の変化にいずれが敏感に反応するか—いわゆる invariance argument (Ohlsson [21], p. 114.)—に依存するという主張がある。市場価格は間接税を含めた概念であるから税制の変化を鋭敏に反映し、これに対して要素費用価格は税制の変化の制約を受けない。したがってこの観点から判断する限り要素費用価格が適切であるという主張である。しかし税制の変化が要素費用価格に影響を与えないということの理論的な保証はなにもない。実際問題としても税制の変化は要素費用価格を動かさずであろうから、この観点をあまり重視することは危険であると思われる。

2. 市場価格を財、用役の価格として採用することは、政府を公共用役の生産機関とみなすことと矛盾しない(第IV節第3項参照)。問題はそう想定することの原理にあるのではなく、測定問題として、国民所得に対する政府部門の貢献をどのように計測したらよいかにある。この点は Ohlsson [21] pp. 116-117. 参照。

るが、成果の叙述の目的を決める主体的判断によって成果の叙述は異質の内容を表わすことを注意すべきである<sup>13)</sup>。

#### IV. 国民所得計算における分類問題と政府勘定

##### (1) 取引の分類

国民所得計算において取引が分類せられるためには、少くともつぎの3点についての特徴づけが必要である。1)取引の主体 2)取引の対象 3)取引の行われる時点もしくは期間 がそれである。所定の規準に従って定義づけられた取引主体の集合は「部門」と名付けられるから、国民所得計算における取引の分類、とくに取引の主体に関する分類はこの「部門」に関して特徴づけられる。

つぎに取引の対象との関連における取引の分類については、基本的に2つの取引の対象、 $(q^R)$ 非金融対象(もしくは実物対象)、 $(q^F)$ 金融対象 を区別しておくのが便利である。ここで金融対象では、取引主体の間(例えば取引主体  $i$  と取引主体  $j$ )に債権、債務の発生、消滅、移動を伴うことによって特徴づけられる取引の対象を言う。これに対して非金融対象とは金融対象とはならない取引の対象を言う。通常の財、用役は非金融対象である。非金融対象に関する取引が非金融取引、金融対象に関する取引が金融取引と呼ばれる。ここでとくに非金融対象と金融対象との取引の分類を行っておくことは、後に国民所得計算がカバーする取引範囲を限定するために有効な操作である。よく指摘されるように、国民所得計算の視野は「外国」との債権もしくは債務の変化に関する取引を除くと、財、用役に関する実物取引に限定され、国民所得計算によって描き出される経済循環の様相は非金融対象に関する循環を示す。そこに経済循環を叙述する統計図式としての国民所得計算の特質と同時にまた限界を併せて理解することが可能になる。

以上の取引の主体と取引の対象に関する分類は概念上相互に独立な事象として、別個に定義づけられるものとして理解されて来たのであるが、両者を相互に無関係と考えるべき必然性は存在しない。例えば「部門」の分割を取引主体が所有する対象に関して識別するというやり方も考えうるからである。即ち「企業」部門を「実物資本」の所有主体、「個人部門」を「金融資本」を通して間接に「企業」を統制すると共に、「企業」に対して労働を提供する主体の集合という形式で「部門」の分割を

13) There may be more than one Money Value of the Social Income, each corresponding to a different purpose of calculation. (Hicks [6] p. 106.)

試みることもできるであろう<sup>13)</sup>。しかし当面の目的である国民所得計算の中における政府活動の処理の立場に立つと、この「部門」分類の規準は操作上の難点が明らかである。したがってここでは取引の主体と対象とに関する分類を一元的に把えようとする試みを捨てて、さしあたり両者を独立に考えて行くことにする。

取引の時点に関する特徴づけは、取引の大きさを価値額で表現する際の記録方式に関係する。取引の大きさは貨幣の単位で測られた価値額によって表わされるが、それを例えば取引主体の間で非金融対象の所有が変った時点において記録するか、あるいは非金融対象がある取引主体から他の取引主体に所有を変えたのに伴って反対給付として金融対象が逆に動いた時点において記録するかによって取引の大きさが相違する場合も考えられる。前者の立場でなされる記録原則が payable-receivable basis であり、後者の原則が cash basis である。国民所得計算が財、用役に関する実物的な経済循環を関心の対象とすることは、それを価値額に表現する原則として payable-receivable basis を採用することにも端的に特徴が現われているように思われる。なぜなら、payable-receivable basis では記録の基礎を(金融対象ではなく)非金融対象の移動にしているからである。

ところで取引の大きさを記録するという場合、前にも述べたように、個々の非金融対象に関する取引を共通の評価尺度の上で表現しなくてはならない。このことは通常一例えばある非金融対象  $q^R$  の取引主体  $i$  と  $j$  の間の取引( $q^R$  を  $i$  が売り  $j$  が買う)に対しては反対給付としてなんらかの金融対象  $q^F$  の移動( $j$  から  $i$  へ)が起ると考えられるから、非金融取引と丁度対応する金融取引を非金融取引を代表する取引とみなすことができる。この非金融取引に対応する金融取引に対して共通の評価尺度を与えるならば、非金融取引を共通の評価尺度の上で記録することが可能となる。

全く同様にして金融取引を記録することもできる。即

ち一方において金融対象の移動が生じるならば、必ず他方においてその反対給付として別の金融対象が逆の方向に移動する。そこでこの逆方向に移動する金融対象に注目し、それに共通の評価尺度を与えることができるからである。このようにしてすべての取引は金融取引の世界に移して考えることができるのであるが、上にあげた種類の金融取引をもってしては、あらゆる種類の取引を網羅していないことを注意しなくてはならない。いま非金融取引を代表する金融取引のすべての集合を考え、これを  $Z^*$  で表わす。つぎに金融対象の移動に対する逆方向の金融対象の移動を示す金融取引のすべての集合を  $Z^{**}$  で表し、金融取引のすべての集合を  $Z$  で表すことにする。上の注意は、

$$T = Z - (Z^* \cup Z^{**})$$

で表わされるような集合  $T$  が金融取引の集合として考えうるということを示唆している。そのような金融取引を移転取引と呼ぶ<sup>14)</sup>。以上の説明からも明らかなように移転取引はまた反対給付を伴わない金融取引と解釈することもできる。そこですべての取引は、( $R$ )給付に対する反対給付を伴う取引 ( $U R$ )給付のみの1方向の取引という規準に従って識別することもできる。前者は Stone, Frisch らによって required transactions と呼ばれる取引であり、後者は同じく unrequited transactions と呼ばれる取引である<sup>15)</sup>。

とくに移転取引は政府活動と密接に関係する。そこで移転取引についてやや立入った検討を加えよう。この移転取引の重要性を認識し、その概念の整理を試みた Rolph は、移転取引を識別する2つの規準を示している。

- 1) ある取引が移転取引であるためには、それが受取側の取引主体の income となること。
- 2) ある取引が移転取引であるためには、その支払いに対して財または用役の見返りがあってはならない。

しかし移転取引に関する Rolph の定義は、さきにも与えたわれわれの定義と比較して明瞭であるとは思われない<sup>16)</sup>。

まず移転取引に関する Rolph の規準 1) において、income の意味が誤解を招き易い。ここで income を広義に金融対象のタームにおける収入であると考えれば、むしろわれわれの定義に接近するが、狭義に所得勘定の

13) この考え方にそって部門の分割を試みた例として Lindahl, *Studies in the Theory of Money and Capital*, 1939 [\*] がある。そこで Lindahl は必ずしも意識的に国民勘定の構成を図ったわけではないが、その後彼は [\*] に展開された構想に従って国民勘定を構成することを試みた。それが Lindahl [12] である。しかしその国民勘定においては、[\*] における部門分割の考え方は固執されずむしろ常套の解決のやり方に近くなっている。それにも拘らず Lindahl は、彼がはじめに考えた部門分割の構想を全面的に撤回したのではない(Lindahl [12], p. 94.)。

14) 以上のもう少し詳しい取扱については倉林 [28], とくに pp. 314-317. を参照。

15) Stone [27] および Frisch [4].

16) Rolph [23], p. 329.

1 受取項目と理解すると、後述の資本移転と経常移転の区別が必要になってくる<sup>17)</sup>。

また規準 2) に関しては、財・用役の給付に対する反対給付を伴う実物取引に対応する金融取引を除くすべての取引が移転取引ではないという点で、Rolph の定義は一般性を欠いている。

移転取引は、取引主体の支出決意に結びつけて、つぎのように分類することもできる。

- i) voluntary transfer (例: 贈与)
- ii) contractual transfer (例: 利子, 恩給)
- iii) compulsory transfer (例: 直接税, 手数料)

この移転取引の分類は、移転取引の対象である特定の金融対象に関する取引主体に関して定義することができる。いま 2 取引主体  $i$  と  $j$  の間で移転取引の結果特定の金融対象が  $i$  から  $j$  に移る状態を考えよう。このトランスファー取引が取引主体の決意にもとづいて行われる場合、それは voluntary transfer と呼ばれる。もしこの移転取引が取引主体  $i$  と取引主体  $j$  の双方の決意の結果にもとづくならば、それは contractual transfer と呼ばれる。さらに取引主体  $j$  の決意のいかんによって、取引が起るのであれば、それは compulsory transfer である<sup>18)</sup>。

移転取引についてのもう 1 つの分類は、

- i) 経常移転
- ii) 資本移転

の区別である<sup>19)</sup>。この分類は移転による特定の金融対象の受け手側に立つ取引主体の支出決意に関係する。この取引主体にとって、金融対象の受取りが経常的な財・用役の購入に直接影響するならば、その移転取引は経常移転と呼ばれる。もしも移転取引の結果この取引主体の受取りとなる金融対象の移動によって、その経常的な財・用役の購入が直接の影響を蒙らない場合、この移転取引は資本移転と呼ばれる。したがって経常移転の場合は、この取引主体の所得勘定の貸方に記録されるが、資本移転であると資本取引勘定の貸方に記録されるという相違が現われることになる。

17) この点は Ohlsson によって指摘された。Ohlsson [21], p. 153, note, 2.

18) この移転取引の分類は、Rolph [23] による。ただしこれら 3 つの移転取引の定義は、筆者によって工夫されたものである。Ohlsson は、この 3 つの移転に加えて、第 4 の分類として conditioned transfer を別にとり出して、間接税および補助金をこの分類に含めるよう提案している。(Ohlsson [21], p. 152.)

19) この代表的な例は、OEEC [19] p. 89. である。

移転取引の持つ重要性の 1 つの側面は利子所得など金融資産からの所得の処理に関連する。伝統的な考え方では、金融資産は結局のところ(公債, 消費者の負債を除くと)生産手段たる実物資産に化体するから、前者の所得は実物資産の使用によって生れる所得とみなして、生産要素に対する支払い項目であると考えて来た。しかしさきにみたように取引の対象を非金融対象と金融対象に区別し、国民所得の循環を非金融対象に関する取引の場限定して把握するとするならば、ある特定の金融対象と非金融対象との間の対応を明示するのでもない限り、利子所得を移転取引の項目として処理するのが論理的である。これら 2 つの極端の間には中間的な解決も考えうる。それはいわゆる要素所得と並んで財産所得に関する別の所得勘定を設定するという行き方であって、Lindahl がその考えを採用している<sup>20)</sup>。分類問題における利子所得の処理に対するわれわれの立場は、伝統的な解決が移転取引に対する論理的一貫性を失っている点において Ohlsson, Lindahl の考え方に共鳴するが、所得項目を細分する Lindahl の接近によってそれほど多くの利益を受けないと判断するので利子所得を移転取引の項目と考えるのである。

取引の分類について最後に一言すべき点は、impute された取引である。それはしばしば実現された取引と対比される。これまで考えて来た取引がすべてそうであったように、実現された取引においては、それが非金融対象の移動と対応しているにせよ、していないにせよ金融対象の(逆方向の)移動が確認されたのである。これに対し impute された取引は必ずしも金融対象の現実の移動を伴わない擬制的取引である。それは農家生産物の自家消費の推定額の例のように、農家機能の重複(生産者としての機能と消費者としての機能)から現われる場合もある。また銀行の推定手数料の例のように対応すべき実物対象(この場合用役)が未分であるために生じる場合も考えられる。

## (2) 勘定の構造

経済循環の過程の中で政府活動の位置と重要性を認識しようとするわれわれの基本的立場からすれば、政府の活動を他の行動主体(家計, 企業)の行動と切り離して考えても意味はない。国民所得計算がいわゆる国民勘定を構成し、「部門」間の多面的な経済活動を勘定体系の上に表現しようとする試みをしているのも、それぞれの行動の主体の経済活動の脈絡を明らかにしようとする趣旨から生れ

20) Lindahl [12], pp. 83-84.

たものであった。したがって政府の経済活動を表現する政府勘定もこの国民勘定を構成する一環として考察されなくてはならない。そこで政府勘定の内容を吟味するのに先立って国民勘定の構造について検討しておくことにしよう。

ところで国民所得計算は、前節において言及したように、相互に必ずしも調和するとは限らないいくつかの目的を追求して来た。その結果一方において国民勘定の構造は国民所得計算の目的に応じて相違しうるといふ国民勘定の構成に関する一種の相対主義の考え方と、他方ではそれにも拘らずすべての目的に共通する国民勘定の構造を考えようとする一種の理想主義(もしくは絶対主義)の考え方が対立することになる<sup>21)</sup>。

国民所得計算の個別の目的から判断するならば、国民勘定の構造に関する相対主義は一見合理的な解決であるかに見える。しかしながら、国民所得計算のいくつかの目的はその重要性において均一ではないし、国民経済の成果を叙述するという目的に適合するように国民勘定の構造を構成することによっても、ある程度までは構成要因の分析も、あるいはまた函数関係の分析も可能である。したがって相対主義の線にそって複数の国民勘定の構造を設計するよりも、いくつかの目的に関する共通の国民勘定の構造を設計して行く方が現実的であるということになる。事実 UN の国民勘定や OEEC のそれに示されたような「国民勘定の規格化」は、その動機において必ずしもこの相対主義対絶対主義の対立という思想から出発したのではないにしても、結論において絶対主義の方向を指向しているように思われるのである。国民勘定の構造を構成する際のわれわれの基本的な立場も、国民所得計算における多面的な目的の存在を承認しながら<sup>22)</sup>、それらに共通な勘定の構造を考えうると判断するのである。

21) 相対主義を主張する代表的な論者は、Ohlsson [21] である。これに対して絶対主義の立場は Lindahl [12] によって提唱されている。この相対主義と絶対主義の対立、および解決は単純に分類問題だけの問題として考えることはできない。国民勘定の構造は一面において評価問題および分類問題のような理論上の必要によって左右されるが、他面では必要な計数を推計するための統計資料によって制約される一測定問題一からでもある。

22) 国民所得計算におけるいくつかの目的を、われわれは同じ重要性を持つとは考えていない。主要な関心は成果の叙述にあると判断するから、比較的重要性としては構成要因の分析は軽く考えられるような場合も起りうると思われる。

国民所得計算における勘定の構造は、特定の取引主体、あるいはその集合である「部門」に関する経済活動とその脈絡を明らかにする。通常は特定の取引主体もしくは「部門」を次の4つの経済活動に集約し、それぞれの勘定を構成するが、特徴づけられる経済活動の精粗に対応して、この基本的な勘定構造にはいくつかの変型を考えることができる。4つの基本的な勘定とは、(P) 生産勘定 (I) 所得勘定 (A) 処分勘定 (C) 資本取引勘定である。いまこれらの諸勘定の記載項目を表示すれば(第5表)のようである。ここで勘定欄の略号は上のそれに対応し、項目欄上段は勘定の借方を、また下段は貸方

第5表

勘定	項 目	バランス項目
P	純生産物+中間生産物の購入 =売上収入+資本形成*)	純生産物
I	要素所得+間接税-補助金 =純生産物	要素所得
A	消費支出+貯蓄+移転の支払い =要素所得+移転の受取り	貯蓄
C	資本形成+債権の純増**) =貯蓄	債権の純増

(註) \*) 純資本形成または粗資本形成。

\*\* ) 現金残高の変化を含む。

を示す。また第3欄のバランス項目はそれぞれの勘定から残余として決定される項目を掲げてある。

生産勘定はある部門の一定期間における生産活動を表わす。バランス項目として決定された純生産物は所得勘定に移され要素所得の支払いにあてられる。このようにして分配せられた要素所得は処分勘定において支出に振向けられる。その結果バランス項目として貯蓄が決定される。貯蓄は資本形成勘定に移され、資本形成もしくは金融資産の増加の資金的な源泉となる。

生産勘定の変型として、

(P. V. 1) 純生産物+中間生産物の購入+間接税

— 補助金=売上収入+資本形成

という形式が考えられる。基本型との相違は変型形式における純生産物が要素費用表示であり、基本型のそれが市場価格表示であることである。したがってこれに伴って所得勘定も

(A. V. 1) 要素所得=純生産物

という形式に変わる。この変型形式は OEEC の国民勘定の体系において採用されている。

この2つの取扱いは「政府部門」の定義、したがって政府活動の範囲の決定と結びつく。もし政府活動の領域を民間部門によっては提供することのできない国防、治

安、などの公共用役を提供する行政活動に限定するならば、市場を通して販売される財・用役の生産活動とは無関係である。そこでこれらの財・用役を生産する部門にとって間接税—補助金は政府に対する移転取引として純生産物から控除される<sup>23)</sup>。ところが国有企業や公企業のように市場で販売される財・用役の生産活動、あるいはまた後に述べるように教育、社会保障のように消費者に利益あたえる公共サービスや、道路の建設のように企業に対して利益をあたえる公共用役の提供をも政府活動の中に含めると、勢い政府部門は生産の主体として色彩が濃くなる。そのため当然政府部門の生産勘定をも考えることになる。この場合政府はこれらの財・公共用役を企業、消費者および政府自身に対して売ると考え、別に間接税—補助金の部分を政府によって稼得された所得の一部とみなして所得勘定に含めるのである。

勘定の基本構造に対する第2の変型は、所得再分配勘定である。これは所得再分配の活動を明示するため、

$$\begin{aligned} \text{(IR. V. 2)} \quad & \text{可処分所得} + \text{移転の支払い} \\ & \quad - \text{移転の受取り} \\ & = \text{要素所得} \end{aligned}$$

あるいは

$$\begin{aligned} \text{(IR. V. 2)'} \quad & \text{可処分所得} + \text{直接税} - \text{voluntary trans-} \\ & \quad \text{fer} - \text{その他の移転の受取り} \\ & = \text{要素所得} \end{aligned}$$

という形式で、所得勘定と処分勘定の間にこの所得再分配勘定を挿入するのである。これに伴って処分勘定は、

$$\text{(A. V. 2)} \quad \text{消費支出} + \text{貯蓄} = \text{可処分所得}$$

23) OEEC [19] pp. 38-39. ただし OEEC の勘定構造では—pp. 42—44 に示された国民勘定の体系を別にすると—所得勘定を示さず、逆に外部勘定を加えている。上の勘定構造で外部勘定を示さなかったのは、それが各勘定(P), (I), (A), (C)の統合勘定として導くことができるからである。OEEC の勘定構造が所得勘定を特掲していないのは、純生産物の生産要素に対する配分活動をとくに重視しないためであろう。この観点を一層徹底して考えている国民勘定の体系の1例としてノールウェイの国民勘定(とくに Konot Plan A と呼ばれるもの—Statistisk Sentralbyrå [25] p. 31.)がある。それは純生産物(市場価格)を直に処分勘定に移し、中間の所得勘定を省略するという操作を採用している。しかし要素所得概念を無視しているのではないので、勘定構造とは別に、国民経済のレベルで

$$\text{要素所得} = \text{純国民生産}$$

$$\begin{aligned} & - \text{経営資本, 生産, 売上に対する税(間接税)} \\ & + \text{生産, 売上, 投資に対する補助金(補助金)} \end{aligned}$$

と定義され(Statistisk Sentralbyrå [25] p. 23.)表示

のように書き換えられることになる。

所得再分配勘定の導入によって、政府を通ずる所得の再分配活動の影響を明らかにすることができる。政府活動の重要な1側面が他ならぬ所得再分配にあり、また財政政策の直接のねらいがこの所得の再配分にあることを想起するならば、国民勘定における所得再分配勘定の意義を低く評価することはできない<sup>24)</sup>。

勘定の基本構造に対する第3の変型は、投資勘定の構成である。この場合には生産勘定における資本形成は粗資本形成であることを前提する。投資勘定は、実物資本(ある期間の生産行程に投入されることなく、次期以後生産行程に投入される非金融対象のストック)の変動を示す勘定である。それは

$$\text{(J. V. 3)} \quad \text{粗資本形成} = \text{純資本形成} + \text{資本消費}$$

の形式に書ける。投資勘定の導入は政府活動の処理と直接関係は持たない。しかし実物資本のある期間における純増加を指定する periodising problem にとっては本質的な解決を示す勘定を表わしている。すなわち(J.V.3)を変形すると

$$\begin{aligned} \text{(J. V. 3)'} \quad & \text{実物資本の期首残高} + \text{粗資本形成} \\ & = \text{資本消費} + \text{実物資本の期末残高} \end{aligned}$$

となり、periodising formula を求めるための勘定関係に到達するからである<sup>25)</sup>。

### (3) 政府勘定の構成

されている。

OEEC の国民勘定の体系における「政府部門」は政府によって所有され、統制される企業(政府企業、公企業)を含まない。(OEEC [19] pp. 34-35.)それらは「企業部門」に含まれると定義される。

この場合 Ohlsson によって提案された。conditioned transfer という移転取引の1分類が有効に働くと思われる。註18)を参照。

24) この点は Ohlsson によっても(Ohlsson [21] pp. 208-209.)、また Lindahl によっても(Lindahl [12] p. 99.)によっても強調せられたところである。所得再分配勘定は政府の行動、財政政策の分析にとって重要な役割を演ずると思われる。再分配活動の重要性については、例えば UN [32], pp. 11-13. 参照。

25) この periodising problem については、Ohlsson [21] pp. 171-175. を参照。なお(J. V. 3)' から periodising formula は

$$\begin{aligned} \text{資本消費} & = \text{粗資本形成} - (\text{期末実物資本残高} \\ & \quad - \text{期首実物資本残高}) \\ & = \text{期首実物資本残高} + \text{粗資本形成} \\ & \quad - \text{期末実物資本残高} \end{aligned}$$

で表わすことができる。ノールウェイの実物資本の推計にもこの関係は重要な役割を演じている。なお(J. V. 3)の形式で国民勘定の中に投資勘定を導入してい



政府の経済活動を分類する要因としてはさまざまな要因が考えられることは、第I節(政府活動の経済機能)においても述べられたところであるが、ひとつの重要な立場として(GB)政府の企業活動(GP)純粹の政府活動の分類から出発して、政府勘定の構成に進むことにしよう。ここで政府の企業活動というのは、政府によって所有され、もしくは支配されている企業(すなわち国有、国営の企業および公企業)<sup>26)</sup>によって遂行される経済活動を指す。これに対してここで純粹の政府活動と呼ばれるところのものは、民間の企業の採算のベースにはのらない公共用役を提供するために組織される経済活動を指す<sup>27)</sup>。政府の企業活動が単に政府によって所有され、もしくは支配されている企業の活動として定義づけられているという理由から、それは経済機能の性格上全く民間の企業活動と同様に考えることができる。したがって政府の経済活動を特徴づけている最も基本的な活動は純粹の政府活動である。実際のところ、政府勘定の構成にからむ多くの問題点もこの純粹の政府活動の処理をめぐって提起されてきたのである。

る例にノルウェイの国民勘定がある。(Aukrust [1] p. 56; Statistisk Sentralbyrå [25] p. 22.)

26) 測定問題において政府によって支配される企業と民間企業の境界線を引くことは一見した程簡単ではないのである。日本の国民所得計算では、政府活動の範囲、したがってまた政府部門の範囲を純粹の政府活動のみならず政府の企業活動にまで括げている。にも拘らず実際の推計過程では政府によって支配される企業のすべてに関する(非金融)取引が網羅しつくされているわけではない。むしろ相当の企業について脱落のある現状である。その場合政府による支配の意味をあらかじめ明確に定義しておかなくてはならない。「政府による支配」としてわれわれが念頭に浮べる規準は、

- i) その企業の活動が特別の立法によって規定されていること、
- ii) 企業形態として株式会社の形をとっていても出資金の過半が政府によってしめられていること、
- iii) その企業の経営者の人事について政府に任命、認可の権利が留保されていること、

である。「政府による支配」についてのこれらの規準に照らしても、日本の国民所得計算の政府関係機関およびその他の政府企業の取扱いには不満足な点が少くない。なおこの点に関しては、桜井・瀬下 [41] pp. 22-27. を参照。

27) 当然のことであるが、純粹の政府活動は、その主体が中央政府であるとまた地方政府であるとを問わない。さらにまた取引を記録する会計制度の相違(例: 一般会計と特別会計の相違)とも関係がない。この点については、例えば OEEC [19] p. 37. を参照。

純粹の政府活動によってもたらされる公共用役はその機能に従ってつぎのように分類することができる。

- (GS: b) 企業の生産活動に利益をもたらす公共用役
- (GS: h) 消費者の支出に利益をもたらす公共用役
- (GS: g) 公共用役の利益の対象が特定の企業もしくは消費者に限定されない一般的な公共用役がそれである<sup>28)</sup>。

後にみるように、公共用役の分類は国民勘定の構成、とくにその政府勘定の構成と直接の関連を持つが、その点は別にしてこの分類の持つ別の意義についてふれておこう。これらの公共用役の分類は政府支出の分類に対して影響を与える。とりわけ政府支出の機能分類方式はこの公共用役の分類と密接に結びつく。公共用役の分類も公共用役のもたらす機能に注目するものだからである。

ところでこれらの公共用役に関する取引の分類をめぐって提起せられて来た基本的な問題は2つある。すなわち

- 1) 公共用役の提供は必ずしも実現された取引の形式をとらない。その場合それを市場経済を通じる取引としてどのように評価したらよいか。
- 2) 企業の生産活動に利益をもたらす公共用役は、その企業にとっては中間生産物の一部を構成する。もしすべての公共用役を政府部門の純生産物とみなすならば、国民所得の計算の上で二重計算のおそれを生じるのではないか、

がそれである<sup>29)</sup>。そこでやや立入ってこれらの問題との関連において、公共用役に関する取引の処理について検討することにしよう。

いうまでもなく公共用役に関する取引は、政府部門と民間部門(企業部門、家計および非営利団体部門)との間

28) Lindahl は以上の3つの公共用役のほかに特定の手数料を代価として提供される公共用役をあげている。公共用役の利益を享受する主体(あるいは部門)を規準としてなされたわれわれの分類に対して Lindahl の新しい分類を混入させることは、分類規準を混迷におとす危険がある。一般に公共用役の提供に際して手数料を徴収する場合、提供のための費用をすべて回収することを考えていない場合が多い。そこでその不足分は移転取引と考え、手数料によって負担された部分を(GS: b)、あるいは(GS: h)と考えれば、別に Lindahl の新しい分類を導入する必要は起らない(Lindahl [12] p. 77.)。

29) 第I節でも言及されたようにこの点をめぐって多くの議論が展開されている。とくに Kuznets の処理をめぐる議論が最も著名である(Kuznets [8])。この点に関しては都留 [43] を参照。

の取引である。そのうち企業の生産活動に利益をもたらす公共用役についての取引は、政府部門と企業部門との間の取引である。いま第IV節第2項の勘定に従って、企業部門と政府部門のみの取引を考える。両部門の生産勘定として、

企業： 政府からの中間生産物の購入+純生産物  
= 政府に対する販売+その他の販売+資本形成

政府： 企業からの中間生産物の購入+純生産物  
= 企業に対する販売+政府の消費のための生産物+資本形成

が構成される。ここで問題となっている企業の生産活動に利益をもたらす公共用役は、政府からの中間生産物の購入として、企業の生産勘定の借方に記入される。とともにそれは企業に対する販売として政府勘定の貸方の1項目となる。

公共用役の取引に関する第1の論点は政府部門および企業部門の生産勘定の構成に関連する。企業に対する公共用役の給付は必ずしも実現された取引の形態をとるとは限らない。そこで極端の場合として企業に対する公共用役の取引をゼロと考える。政府の生産勘定について、企業に対する販売はゼロ、したがってそれに相当する額だけは政府の純生産物が減少することになる<sup>30)</sup>。しかし他方で企業の政府からの中間生産物の購入が同額だけ減少し、企業の純生産物は政府のその減少額だけ増加する。他の極端の場合の取扱いとしては、企業に対する公共用役の給付を市場経済を介する取引にそのままとり入れるやり方が考えられる。そのためにはまず企業の政府からの中間生産物の購入を impute された取引であると考えるのである。したがって政府の企業に対する販売も impute された取引である<sup>31)</sup>。

この impute された取引の介入によって、企業および政府の所得勘定が影響を受ける。すなわち impute された取引に対して企業の所得勘定では同じ額だけの補助金が増加したと考えると、

要素所得+間接税

30) この事実だけに注目するなら、

“Thus, the production-promoting services constitute a collective loss from the market price point of view……,” (Ohlsson [21] p. 227.)

という見解も生れてくる。が同時に企業の純生産物が増加することも事実である。この点も考慮すれば a collective loss という表現は当たらない。

31) この処理の方針は Lindahl [12] p. 78. に示されている。

= 純生産物+補助金+impute された補助金  
のように(とくに右辺第3項)書く。一方政府では、  
要素所得+補助金+impute された補助金

= 純生産物+間接税

と所得勘定を表わし、政府の企業に対する販売と同額の補助金の支払い(右辺第3項)をその所得勘定に記入するのである。

しかしいずれの取扱いを採用するにしても企業の生産活動に利益をもたらす公共用役を上処理したように企業の中間生産物として処理する限り、公共用役の取引に関する第2の論点である二重計算の危険は生じない<sup>32)</sup>。

企業の生産活動に利益をもたらす公共用役の取引が政府の生産勘定と企業の生産勘定との間の取引であったのに対して、消費者の支出に利益をもたらす公共用役の取引は政府の生産勘定と家計および非営利団体の処分勘定との間の取引として位置づけられる。政府の生産勘定は

(企業からの中間生産物の購入)+純生産物  
= (企業に対する販売)+家計に対する販売  
+政府の消費のための生産物+資本形成

のように書かれる(カッコで示した取引は当面の考察と関係のない取引である)。これに対して、家計および非営利団体の処分勘定は

公共用役の購入+その他の消費支出  
+移転の支払い+貯蓄  
= 要素所得+移転の受取り

のように書ける。ここで政府の生産勘定における家計に対する販売の項目が家計および非営利団体の公共用役の購入の項目と見合っていることはいうまでもない。

しばしば問題となる手数料の処理も原則的には上に示した公共用役の取引に関する取扱いに準じて解決することができる。一般に手数料もめぐる取引は政府の提供する財および公共用役に関する取引である。したがってそれは原則として required transactions である。しかし政府の提供する財、もしくは公共用役に対して支払われる公共用役の購入は(前式左辺第1項)必ずしもその提供に必要なとした費用をカバーするとは限らない。その場合(他の事情を同一とする限り)家計に対する販売—公共

32) 公共用役の取引に関する二重計算の論点は、帰するところそれが企業の中間生産物として取引されるかどうかによって依存する。かつまた二重計算は部門間の取引を示す勘定の設定によって回避できる。国民所得の推計をめぐる初期の段階で、公共用役の取引に関する二重計算の議論が無用の混乱を生じたのも(都留[43] p. 13.) 1つには部門の勘定が明示されていなかったことに起因している。

用役の購入の額だけマイナスの純生産物を企業の生産勘定において発生させる道理である。この矛盾の原因は原理的にさきに公共用役に関する取引をめぐる論点1)と共通する。そこで企業の生産活動に利益をもたらす公共用役の場合と同様に家計および非営利団体における所得勘定または処分勘定の段階で調整が必要になってくる。考えうる調整の方法は3つある<sup>33)</sup>。

#### 第1案: 所得勘定における調整

$$\text{要素所得} + \text{間接税} = \text{純生産物} + \text{補助金} \\ + \text{impute された補助金}$$

すなわちこの式の右辺第3項に公共用役の家計に対する販売—公共用役の購入の額を計上して要素所得を増し、処分勘定の公共用役の購入に対応させる。

#### 第2案: 処分勘定における調整

$$\text{公共用役の購入} + \text{その他の消費支出} \\ + \text{移転の支払い} + \text{貯蓄} \\ = \text{要素所得} + \text{移転の受取り} \\ + \text{impute された移転の受取り}$$

公共用役の家計に対する販売—公共用役の購入の額を impute された移転として処分勘定の貸方に記入して公共用役の購入に対応させる。

#### 第3案: 所得再分配勘定(IR. V. 2)における調整

$$\text{可処分所得} + \text{移転の支払い} \\ - (\text{移転の受取り} \\ + \text{impute された移転の受取り}) \\ = \text{要素所得}$$

考え方は第2案とほぼ同じである。新に所得再分配勘定を導入するから、処分勘定は次のように変る。

$$\text{公共用役の購入} + \text{その他の消費支出} + \text{貯蓄} \\ = \text{可処分所得}$$

すなわち第3案では impute された移転という所得再分配の結果家計および非営利団体の可処分所得が増加し、その結果公共用役に対応するという形式をとる。

したがって以上の代案の主な相違は公共用役の購入のある部分を impute された補助金とみるか、それとも

impute された移転と考えるかの相違である。補助金にしてもまた移転にしても、それらは unrequited transactions である。しかし第IV節第1項の注⑩で注意したように補助金ならびに間接税は移転取引の中で特異の存在である。その上に補助金として処理するか、移転として処理するかに従って要素所得の大きさに変化がもたらされる。

一般的な公共用役は、他の2つの公共用役に関する取引が他の部門との間の取引であったのに対して、同じ部門の他の勘定との間の取引である。すなわちそれは政府部門の生産勘定と政府部門の処分勘定とを結ぶ取引である。中間の操作を省略して、一般的な公共用役に関する取引を勘定関係に表現すると、

#### 生産勘定:

$$\text{企業からの中間生産物の購入} + \text{純生産物} \\ = \text{企業に対する販売} + \text{家計に対する販売} \\ + \text{政府の消費のための支出} + \text{資本形成}$$

#### 処分勘定:

$$\text{政府の消費} + \text{移転の支払い} + \text{政府貯蓄} \\ = \text{要素所得} + \text{移転の受取}$$

ここで政府の生産勘定の政府の消費のための支出が処分勘定の政府の消費に対応し、それらが一般的な公共用役の提供を反映するのである。

これら他部門との取引を考慮しながら政府部門の勘定を構成するならば(第6表)のようになる。

測定問題として、この政府勘定の体系を構成するためにはそれほど特別なデータを必要としない。基礎的なデータは国連発行の政府取引に関するマニュアルに示されている政府取引に関する経済分類である<sup>34)</sup>。そのことを示すため上の勘定体系に示された取引に該当する国連マニュアルにおける経済分類の項目番号をそれぞれ右側に対照しておいた。またこの勘定体系でカッコに包んで示した項目はバランス項目である。

しかし公共用役の分類を前述のように3つの形態に分割し、成果の叙述の見地からその処理を考慮すると、対応して所得勘定における impute された補助金、所得再分配勘定における impute された移転取引が導入されることになる。もはやこの場合には国連のマニュアルの経

33) 第1案は Lindahl [12] p. 80. によって提案されている方法であり、Ohlsson [21] p. 148. に示唆されているところは第2案である。もしも消費主体としての家計および非営利団体の決意の分析に注目し、かたがた財政政策の効果をみようとすると所得再分配勘定の重要性が意識されるようになることまゝに述べた通りである。第3案を別の代案として示したのもこの意味である。所得再分配勘定の挿入によって成果の叙述の目的を損うことなく、多目的な国民勘定を構成することができる。

34) すでに述べたように測定問題はこの論文の範囲の外にある。国連のマニュアル(UN [32])に従って日本の政府勘定を推計した例としては、会計検査院[37]がある。これらはいずれも戦後(昭33年)の例であるが、戦前の中央政府については塩野谷[40]を見よ。

第6表  
生産勘定

企業からの中間生産物の購入*1.4	企業に対する財、用役の販売	7-7.1b +8+10
	家計および非営利団体に対する財、用役の販売	
資本消費 3	政府の消費のための生産物	
純生産物 (N.P.)	粗資本形成 5+6-6.3+9-11.1	

註：\*印は銀行用役のように impute された用役を含む。

所得勘定

要素所得	純生産物	N.P.
(内) 雇用者に対する支払い 1.1		
政府の財産所得および営業所得 (F.I.)		
補助金 16	間接税	23
impute された補助金*		

註：\*印は生産勘定の企業に対する財、用役の販売に対応する。

所得再分配勘定

経常移転の支払い 17	政府の財産所得および営業所得 F.I.
	経常移転の受取り
	(内) 家計および非営利団体からの移転
	21.1.b+21.2+21.4+22
	企業からの移転
	21.1.a+21.3
資本移転の支払い	資本移転の受取り
(内) 家計および非営利団体に対する移転 19.5	(内) 家計および非営利団体からの移転 25
企業に対する移転 19.3+19.4	企業からの移転
impute された移転支払い	26.3+26.4
外国に対する移転支払い	外国からの移転
経常移転 20.1	(内) 経常移転 27.1
資本移転 20.2	資本移転 27.2
政府の可処分所得 (D.Y.)	

処分勘定

政府の消費*	政府の可処分所得	D.Y.
政府の貯蓄 (S.G.)		

註：\*印は生産勘定の政府の消費のための生産物に対応する。

資本取引勘定

粗資本形成	政府の貯蓄	G.S.
5+(6-6.3)+9-11.1		
債権の純増 (G.L.)	資本消費	3

済分類のみでは不十分である。むしろここでは公共用役の演じる機能を意識すべき段階にあるからである。この意味で国連のマニュアルが政府の取引に関する経済分類と併行してその機能分類を示していることを想起すべきであろう。

広い意味において、機能分類は目的分類である。したがって取引の機能分類に対する規準はその分類によって遂行しようとする目的に従属する。例えば、国連のマニュアルにおける機能分類の目的は、

It refers, rather, to the different types of services provided directly, or financed by government bodies, through current and capital grants or loans<sup>35)</sup>.

とあるように公共用役の形態に重点をおく。こうした分類は公共用役の処理という当面の目的にとっても重要である<sup>36)</sup>。しかしそれを直にわれわれの公共用役に関する分割に結びつけることはなお困難を伴う。一般にいて、国連のマニュアルで general services と呼ばれる分類がさきに述べた一般的な公共用役に含まれることには異論がない。しかし他の3つの分類形態—community services, social services, economic services—をわれわれの3分割に適応させるためには適当な境界を設定する必要があり、ある意味での恣意的判断の混入する可能性を考えに入れておくべきである。

〔国民所得部門〕

35) UN [32], p. 37.

36) 政府の取引に関する機能分類によって経済発展の担い手としての政府の機能を明らかにすることができる点を H. Oshima 氏は強調されているようにみえる。われわれの整理に従えば、氏の提出された論点は構成内容の分析の目的にこの機能分類が役立つということを示唆されたものと理解される。しかしわれわれがここで機能分類を重視するのはむしろそれによって国民経済の成果の叙述に貢献しようとするからである。

(文 献)

1. O. Aukrust, *Nasjonalregnskap-Teoretiske Prinsipper*, 1955.
2. T. Barna, *Redistribution of Incomes through Public Finance in 1937*, 1945.
3. H. Dalton, *The Inequality of Incomes*, 1920.
4. R. Frisch, "From National Accounts to Macro Decision Models", *Income and Wealth, Series IV*, 1955.
5. J. R. Hicks, *The Problem of Budgetary Reform*, 1948.
6. J. R. Hicks, "The Valuation of the Social Income", *Economica*, 1940.

7. J.R. Hicks, "The Valuation of the Social Income —A Comment on Professor Kuznets' Reflection", *Economica*, 1948.
8. S. Kuznets, "Government Product and National Income," *Income and Wealth, Series I*, 1951.
9. S. Kuznets, "On the Valuation of Social Income —Reflections on Professor Hicks' Article", *Economica*, 1948.
10. I. M. D. Little, "The Valuation of the Social Income", *Economica*, 1949.
11. I. M. D. Little, *A Critique of Welfare Economics*, revised edition, 1956.
12. E. Lindahl, "The Basic Concepts of National Accounting", *International Economic Papers*, No. 7, 1954.
13. J. Lindeman, "Income Measurement as Affected by Government Operations," *Studies in Income and Wealth*, Vol. VI, 1943.
14. G. C. Means, L. Currie and R. R. Nathan, "Problems in Estimating National Income Arising from Production by Government", *Studies in Income and Wealth*, Vol. II, 1938.
15. R. W. Nelson and D. Jackson, "Allocation of Benefits from Government Expenditures", *Studies in Income and Wealth*, vol. II, 1938.
16. R. N. Mackean, *Efficiency in Government through Systems Analysis with Emphasis on Water Resource Development*, 1958.
17. A. Marshall, *Economics of Industry*, 1901.
18. R. A. Musgrave, *The Theory of Public Finance, A Study in Public Economy*, 1959.
19. OEEC, ed., *A Standardized System of National Accounts*, 1958 edition, 1959.
20. I. Ohlsson, "Treatment of Government Economic Activity in the National Accounts", *Income and Wealth, Series III*, 1953.
21. I. Ohlsson, *On National Accounting*, 1953.
22. A. T. Peacock, ed., *Income Redistribution and Social Policy*, 1952.
23. E. R. Rolph, "The Concept of Transfers in Income Estimates", *Quarterly Journal of Economics*, 1948.
24. P. Samuelson, "Evaluation of Real National Income", *Oxford Economic Papers*, 1950.
25. Statistisk Sentralbyrå, ed., *Nasjonalregnskap, 1930-1939 og 1946-1951*, 1952.
26. P. O. Steiner, "Choosing among Alternative Public Investments", *American Economic Review* 1959.
27. R. Stone, "Functions and Criteria of Social Accounting", *Income and Wealth, Series I*, 1950.
28. United Nations, ed., *Budgetary Structure and Classification of Government Accounts*, 1951. (邦訳: 大蔵省『調査月報』40巻6号 昭26年)
29. United Nations(ECAFE), ed., *Public Finance; Economic Classification of Government Accounts*, 1951. (邦訳: 大蔵省『調査月報』40巻6号 昭26年)。
30. United Nations(ECAFE), ed., *Budget Management, Report of the Workshop on Problems of Budget Reclassification in the ECAFE Region*, 1955 (邦訳: 大蔵省『調査月報』46巻5号 昭32年)
31. United Nations, ed., *A System of National Accounts and Supporting Tables*, 1953.
32. United Nations, ed., *A Manual for Economic and Functional Classification of Government Transactions*, 1958.
33. *Final Report of the Committee on the Form of Government Accounts*, 1950.
34. 福岡正夫「国民所得評価論におけるヒックスとサムエルソン」『金融経済』No. 9。
35. 福岡正夫「ピグウ教授の国民所得評価論」『三田学会雑誌』昭26年6月号。
36. 木下和夫「所得概念に関する一試論」『理論経済学』1950年1月号。
37. 会計検査院「国の決算に関する経済的分類」『会計検査院月報』昭32年2月号。
38. 倉林義正「資金循環勘定における取引の分類について」。中山伊知郎編『資本蓄積と金融構造』, 昭36年。
39. 大川一司『生活水準の測定』。
40. 塩野谷祐一「財政収支の推計—中央政府編—(1915, 1920, 1925, 1930, 1935)」(謄写刷)。
41. 桜井弘・瀬下富作「国民経済計算における財政の範囲と分類について」『経済分析』昭35年4月号。
42. 高橋長太郎「国民所得分析の基本動向」『理論経済学』1950年4月号。
43. 都留重人「国民所得論における「政府」の位置」『経済研究』1950年1月号。